

幼児の体力的遊戯に就いて

中村 五六

兒童の体力が増進して唯靜かに遊ぶ丈では満足が出来ない様になると今度は自己の体力のあらん限りを發表して快とする様になる。此時之を満足に遂げさせる最も恰好な遊戯は一般に次の様なものである。

鬼ごつこ、驅けつこ、相撲、頭押し
坐り相撲、綱引き、棒押し、

是等の遊戯が最も盛んに行はれるのは餘程後であるが就學前の幼児にも多少は表はれて來るものであるが危険の生ぜざる限りは相當に獎勵して遣らせる必要がある。体力を増進し忍耐力を強める爲めには非常に利益あるものである。

幼児間に行はれるもので最も適當であらうと思はれるのは鬼ごつこ、驅けつこ、相撲、綱引の數種で其中でも變化の多い鬼ごつこは一番興味があ

る様である。そして是は又幼児の發達程度に應じて種々なる形式を採ることが出来るから尙更都合よき遊びである、今之に就て注意すべきことを述べて見ると、初め三四才の子供を相手にした時は誘導者自ら諸所に逃げ廻つて、幼児に主として逐はしむるのが最も興味が多い。そして子供の様子を見て所々で休みがてら捕まらせては又逃げ出すと云ふ様にするのが必要である、少し進むと之を反對にして主として誘導者が鬼となることが却つて興味が多い様になる。此時には子供の体力に應じて誘導者の速力を加減して何時も全速力で譯もなく小供を捕へると云ふ許りでなく、主として子供の体力を充分に發表させると云ふことに心掛けねばならぬ。段々子供が進歩して六七才となると友達同志で盛んに之を行ふ様になる。此時には各自己の全力を盡くして走り行くもので筋肉を練り行動を敏活にする効力は大きなものである、が併し此時には之を放任して置いたのでは漸次種々

な弊害を醸して来る。例へば体力の弱いものは一度鬼になつたら生涯浮かむ瀬がないから終には此遊戯が倦になつてしまふ、又子供は割合に感情的であるから自分のすきなものは逐ひかけるが氣に入らないものは捕へないと云ふものが出来る。又時には自ら鬼になることを好んで殊更に捕へられ様として走らずに居るものがある、斯様なものが出来る。折角の遊戯は何時にも不興に終る様になる遊戯の終を不興ならしむることは教育上非常に悪い習慣で忌まねばならぬ。

是等の弊害なからしめ様と云ふには付添ふ保育者の指揮誘導が必要である。

次に子供の最も喜ぶ遊戯は相撲であるが是は土地によりて一概には云はれない、常に人の相撲する所を見たことのないものは自然此種の興味もないものであるが、之に反して常に人の相撲して居る所を見付けて居る子供は早くから此興味を以て居る。蓋し子供には自然の必要なる遊戯と見て差

支ないをして、体力を力強く働かせるための遊戯としては此上ないものと云ふことが出来る。併し体力を充分に使ふことが出来る爲めに動もする種々危険を生ずるをがらないでもない、勿論單に相撲だけが原因で手足を挫くとか傷をこしらへると云ふことは極めて稀であるけれど一生懸命に相撲ふために稀には危険の事もないではない。殊に子供は今迄の遊びが急に變化して喧嘩となることが多い、少し油断をして居る中に眞正の組打ちを始めることがあるから注意しなければならぬ、又此遊びは着物を汚すことの多い遊びであるから土俵はなる可く完全な砂盛にしなければならぬ、土俵が完全なれば従つて危険も少ないものである。

人によると相撲は幼児には少し危険で不適當であると云ふものがあるが吾人は然程とは思つて居ない、勿論大きな子供の様に眞に相撲の技術を競ひ体力を争ふと云ふのには不適當ではあるが幼児が彼等自身の娛樂に供する活動の一形式として模倣

的にやつて居るのには然のみの危険を來すものではない。尤も是も監督者次第の話で行司が甘く誘導してさへ行けば然のみ危険もない子供も大に喜ぶものであるが之に反する場合即ち適當な誘導者が無いと云ふ場合には却つて種々の危険もあれば喧嘩打合ひの種子となることは少くない、注意しなればならぬ。

驅けつて、是も子供には適當な遊びで運動會などに少しかぶれた子供は年中遣つて居る概して幼児期の終頃に盛んに現はれるものである、が幼児に此遊戯をさせるのに注意しなればならないことは幼児の驅け方である。一体幼児が驅けつて走るときには相手の競争者には多く注意するが走る場所には余り注意しないものであるから、ともすると小石や棒片に蹴いて顛倒することがあつて可なり危険である甚だしきは家の破目や杭などにぶつかるとは知らずに走つて行くことがある。保育者は是等の危険のない様に注意しなればならぬ。

此外に幼児にも適するのは綱引であるが是は普通團体的に行ふ様な大仰なことは出来ない重に一人と一人で行ひ時には數人が一人の保育者を對手に庭中を牽き廻はる位が頗る宜しいのである。尙以上の外に棒押し頭押し腕引きなど云ふのがわるけれど何れも幼児には不適當のものであるから略して置かう。

▲何色を古代は好みしか 我國の古代では多く白色を好んだものであるこれは白は清淨潔白を意味するからである故に白いものを見れば瑞祥として朝廷に献上して居る白龜、白雉、白鳥、白鹿、白鳩、白雀、白馬、白狐、白鷹、白狗、白蟻、白蠟、白鶴、白鼠の類であるこれを出した國は國司郡司及是れを捕へた人民に至る迄或は祿を賜ひ或は叙位授爵の御沙汰がいつたものである旗に關しては赤が用ゐられ聖武天皇天平十三年に始めて赤幡供御物を司る各役所の前に建て、其標とされた白旗を擧げるは投降の示しとなつて欽明天皇の時新羅征伐の時も其例がある(文科大學中尾謙吉氏談話)